

# 青森県報

第四千五百四十三号

平成三十年  
十二月二十一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定……………(同) ……一
- 特定第一号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(同) ……二
- 区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………(同) ……三
- 道路の供用の開始……………(道路課) ……三
- 漁船保険付保義務の発生……………(県民局) ……三

### 収用委員会

- 公示送達……………(監理課) ……四
- 右……………(同) ……四
- 右……………(同) ……五
- 右……………(同) ……五
- 右……………(同) ……五

## 告 示

### 青森県告示第八百三十号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の

規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称           | 所 在 地            | 指 定 辞 退 年 月 日 |
|---------------|------------------|---------------|
| アップル調剤薬局黒石店   | 黒石市寿町四七の三        | 平成<br>三〇・九・三  |
| サカエ薬局黒病前      | 黒石市北美町二丁目三五の一    | 三〇・九・三〇       |
| 川上クリニク        | 上北郡野辺地町字野辺地一五〇の一 | 〃             |
| 野の花訪問看護ステーション | 上北郡野辺地町字野辺地一五〇の一 | 〃             |
| 有限会社愛宕薬局      | 上北郡野辺地町字野辺地一四八の一 | 三〇・一〇・五       |
| ファイン調剤薬局松森町店  | 弘前市大字松森町一一九の八    | 三〇・一〇・八       |

### 青森県告示第八百三十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称          | 所 在 地         | 指 定 年 月 日     |
|--------------|---------------|---------------|
| ファイン調剤薬局松森町店 | 弘前市大字松森町一一九の二 | 平成<br>三〇・一〇・九 |
| はちのへ江陽クリニック  | 八戸市江陽二丁目一六の四四 | 三〇・一〇・一       |

|               |                    |          |
|---------------|--------------------|----------|
| 浅原歯科医院        | 十和田市西三番町一五の三七      | 三〇・二・一〇〇 |
| ハッピー調剤薬局八戸下長店 | 八戸市下長三丁目一三の八       | 三〇・三・三   |
| ハッピー調剤薬局青森新城店 | 八 青森市大字新城字平岡二五八の二五 | 〃        |

青森県告示第八百三十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条の二第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| 発起人の住所及び氏名（名称）         | 加入区の名称  |
|------------------------|---------|
| 下北郡東通村大字白糠字赤平五〇七の二     | 白糠加入区   |
| 下北郡東通村大字白糠字浜通四〇        | 伊勢田 賢太郎 |
| 下北郡東通村大字小田野沢字浜通七七      | 二本柳 勝   |
| 下北郡東通村大字小田野沢字中道川目一七の三二 | 南川 聖光   |
| 下北郡東通村大字蒲野沢字石持一六       | 吉田 丈男   |
| 下北郡東通村大字蒲野沢字石持三七       | 笹竹 重則   |
| むつ市大字関根字北関根七五七の一       | 成田 士郎   |
| むつ市大字関根字北関根二二二の四       | 村中 弥志雄  |

青森県告示第八百三十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

|                      |        |           |
|----------------------|--------|-----------|
| 下北郡風間浦村大字易国間字易国間四二   | 越膳 稔徳  | 易国間加入区    |
| 下北郡風間浦村大字易国間字新町三八の五  | 金田一 善唯 |           |
| 下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷三二の四  | 大野 兼司  | 蛇浦加入区     |
| 下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷八の五   | 富岡 正昭  |           |
| 下北郡佐井村大字佐井字糠森一一七     | 福田 栄一  | 佐井村加入区    |
| 下北郡佐井村大字佐井字糠森一三〇の七八  | 木下 誠   |           |
| 東津軽郡今別町大字婁月字婁村元二〇    | 小倉 永治  | 竜飛今別第三加入区 |
| 東津軽郡今別町大字奥平部字砥石五三の八一 | 横岡 亘   |           |

| 発起人の住所及び氏名（名称）     | 区 域     | 区 分     |
|--------------------|---------|---------|
| 下北郡東通村大字白糠字赤平五〇七の二 | 白糠区域及び小 | 総トン数五ト  |
| 下北郡東通村大字白糠字赤平三一八   | 野沢区域    | 以上十トン未  |
| 下北郡東通村大字白糠字赤平三一八   | 白糠漁業協同  | の漁船により行 |
| 下北郡東通村大字白糠字赤平三一八   | 組合の地区及  | う漁業であつ  |
| 下北郡東通村大字白糠字赤平三一八   | び小田野沢漁  | 業とかがつり  |
| 下北郡東通村大字白糠字赤平三一八   | 業協同組合の  | 受網漁業を併  |
| 下北郡東通村大字白糠字赤平三一八   | 地区      | 営む漁業であ  |
| 下北郡東通村大字白糠字赤平三一八   | うち甲の地区  | て甲の地区の者 |

|                              |                         |                          |
|------------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 下北郡東通村大字白糠字向流下三六の一<br>赤田 広行  | 同組合の地区                  | が行う漁業                    |
| 下北郡東通村大字白糠字浜通一三四<br>東田 義廣    |                         |                          |
| 下北郡東通村大字野牛字入口三<br>伊柳 晴美      | 野牛区域<br>野牛漁業協同<br>組合の地区 | 小型定置漁業及び<br>ほたてけた網<br>漁業 |
| 下北郡東通村大字野牛字釜ノ平八一の四<br>渡邊 徹博  |                         |                          |
| 下北郡東通村大字蒲野沢字稲崎一<br>杉本 尚      | 石持区域<br>石持漁業協同<br>組合の地区 | 底建網漁業及び<br>ほたてけた網漁<br>業  |
| 下北郡東通村大字蒲野沢字千鳥道五五の三<br>杉本 輝喜 |                         |                          |
| つがる市牛潟町鷺野沢二九の六二四<br>尾野 明彦    | 車力区域<br>車力漁業協同<br>組合の地区 | 底びき網を使用<br>して行うしじみ<br>漁業 |
| つがる市富范町屏風山一の一八五七<br>秋田 浩一    |                         |                          |

青森県告示第八百三十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

|  |        |
|--|--------|
| 発起人の住所及び氏名（名称）                           | 加入区の名称 |
| 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田七の三<br>東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四一の四 | 蓬田村加入区 |
| 工藤 徹<br>福井 明彦                            |        |

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| 青森市大字奥内字宮田二の一<br>杉田 勝     | 青森市第一加入区 |
| 青森市大字前田字中野一の三<br>中村 惣一    |          |
| 青森市大字油川字浪返一二一の三<br>江良 喜代市 | 青森市第二加入区 |
| 青森市大字油川字大浜七四の二六三<br>柿崎 勝人 |          |
| 青森市原別八丁目三の一七<br>東 淳       | 青森市第五加入区 |
| 青森市原別六丁目六の二二<br>井村 豊人     |          |

青森県告示第八百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年一月二十日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| 路線名      | 供用開始の区間                                      | 供用開始の日   |
|----------|--|----------|
| 県道戸来十和田線 | 十和田市大字滝沢字道ノ上三三三の一〇から<br>十和田市大字滝沢字道ノ上三三三の一六まで | 平成三〇・三・三 |

青森県告示第八百三十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、同法第百十二条の二第三項の規定により

公示する。

平成三十年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

|  |        |
|--|--------|
| 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名                            | 加入区の名称 |
| 五所川原市十三深津一四<br>五所川原市十三深津一三一<br>五所川原市十三羽黒崎一三三の九 | 十三     |
| 亀田 秀幸<br>山田 義和<br>山本 常義                        |        |

### 収 用 委 員 会

#### 公 示 送 達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成三十年十二月二十一日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 送達すべき書類の名称  
平成三十年十二月十日付け裁決書（青収委第七十五号）
- 二 送達を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所  
一の書類は、青森県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。

#### 四 その他

一の書類は、平成三十一年一月七日をもって送達があったものとみなされます。

#### 別表

| 氏 名                            | 住 所                          |
|--------------------------------|------------------------------|
| 不明 ただし、登記記録の権利者<br>北村長雄又はその相続人 | 登記記録の住所<br>青森県むつ市金曲二丁目14番11号 |

#### 公 示 送 達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成三十年十二月二十一日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 送達すべき書類の名称  
平成三十年十二月十日付け裁決書（青収委第七十六号）
- 二 送達を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所  
一の書類は、青森県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他  
一の書類は、平成三十一年一月七日をもって送達があったものとみなされます。

#### 別表

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
|-----|-----|

|                                 |                                 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 不明 ただし、登記記録の権利者<br>豊田久子又はその相続人  | 登記記録の住所<br>静岡県浜松市西山町1128番地      |
| 不明 ただし、登記記録の権利者<br>豊田宗重又はその相続人  | 登記記録の住所<br>静岡県浜松市西山町2246番地      |
| 不明 ただし、登記記録の権利者<br>彦坂雄志郎又はその相続人 | 登記記録の住所<br>愛知県津島市瑠璃小路町二丁目131番地1 |
| 不明 ただし、登記記録の権利者<br>鈴木光郎又はその相続人  | 登記記録の住所<br>横浜市緑区桂田町4161番地2      |

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成三十年十二月二十一日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 送達すべき書類の名称  
平成三十年十二月十日付裁決書（青収委第七十八号）
- 二 送達を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所  
一の書類は、青森県国土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他  
一の書類は、平成三十一年一月七日をもって送達があったものとみなされます。

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
|-----|-----|

|                   |                                    |
|-------------------|------------------------------------|
| 不明 ただし、登記名義人 中澤 康 | 登記事項証明書記載の住所<br>東京都大田区南六郷二丁目25番20号 |
|-------------------|------------------------------------|

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成三十年十二月二十一日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 送達すべき書類の名称  
平成三十年十二月十日付裁決書（青収委第七十九号）
- 二 送達を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所  
一の書類は、青森県国土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他  
一の書類は、平成三十一年一月七日をもって送達があったものとみなされます。

| 氏 名               | 住 所                                     |
|-------------------|---|
| 不明 ただし、登記名義人 赤坂房子 | 登記事項証明書記載の住所<br>東京都世田谷区奥沢五丁目2番8号 小島ブシヨウ |

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決

書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成三十年十二月二十一日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 送達すべき書類の名称

平成三十年十二月十日付け裁決書（青収委第八十号）

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の書類は、青森県国土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の書類は、平成三十一年一月七日をもって送達があったものとみなされます。

別表

| 氏 名   | 住 所                               |
|---|-----------------------------------|
| 不明<br>ただし、登記名義人 住建株式会社<br>清算人不明<br>慶應事項全部証明書記載の代表者<br>代表取締役 小野 芳照 | 登記事項証明書記載の住所<br>東京都渋谷区代々木一丁目21番3号 |

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭